

国民健康保険税の改定内容

区分		令和5年度	令和6年度	比較
医療給付費分 (国保加入者全員に課税)	所得割	6.30%	6.30%	据え置き
	均等割	25,400円	25,400円	据え置き
	平等割	23,100円	23,100円	据え置き
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据え置き
後期高齢者支援金分 (国保加入者全員に課税)	所得割	2.30%	2.30%	据え置き
	均等割	8,900円	8,900円	据え置き
	平等割	10,300円	10,300円	据え置き
	賦課限度額	200,000円	220,000円	20,000円増
介護納付金分 (40歳から64歳までの方に課税)	所得割	2.07%	2.07%	据え置き
	均等割	9,000円	9,000円	据え置き
	平等割	8,000円	8,000円	据え置き
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き

国民健康保険の税率の改定

令和6年度の国民健康保険税率は、令和5年度と同じ税率とします。なお、賦課限度額につきましては、国基準に合わせ、改定します。引き続き医療費の適正化や安定的な運営をしていきますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

▼問合せ  
グループ ☎28・0917  
保険課国民健康保険・医療

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率が改定されており、令和6年度は改定年度に当たります。保険料率は被保険者所得金額の状況や1人当たりの医療給付費の増減等を見込んで算定しています。令和6・7年度の保険料率は別表のとおりです。

後期高齢者医療保険料の改定内容

令和4・5年度の保険料率など	令和6・7年度の保険料率など
所得割率 9.57%	所得割率 11.13% (10.40%)※1
均等割額 49,398円	均等割額 53,438円
保険料限度額 660,000円	保険料限度額 800,000円 (730,000円)※2

※1 所得101万円(旧ただし書き所得58万円)以下の被保険者の令和6年度の所得割率については10.40%を適用し所得割額を算定する。  
※2 令和6年度については令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額を73万円とする。

令和6年度の年間保険料額は、令和5年の所得を算定基礎に、改定後の保険料率を使用して7月に確定します。7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

▼問合せ  
グループ ☎28・0917  
保険課国民健康保険・医療

後期高齢者医療コールセンターをご利用ください

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度に関するコールセンター(電話窓口)を開設しています。保険料の算定方法や保険証の負担割合など、ご不明なことがあれば次の電話番号へお問い合わせください。

コールセンター電話番号  
05770(0)11(5)588

※通話料がかかります

コールセンター開設期間

期間…令和7年3月31日まで

時間…午前8時45分～午後5時15分

※土日祝、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は除く

※7月13日～8月31日は土日祝も開設

▼問合せ  
グループ ☎28・0917  
保険課国民健康保険・医療

